

## 東海市建設工事等の入札参加資格審査及び格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定に基づき、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業が発注する建設工事、設計、監理、調査、測量、工事用資材の納入及び土木工作物の清掃業務の請負その他の契約について、入札に参加する者に必要な資格審査の方法及び格付の方法等を定めることを目的とする。

(入札の参加資格者)

第2条 入札の参加者として選定されることができる者は、東海市の実施する入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格者名簿に登載された者とする。

(資格審査の実施)

第3条 資格審査は、次の各号の区分ごとにそれぞれ掲げる種類について実施する。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年（1949年）法律第100号）第2条第1項で規定する建設工事
- (2) 設計、監理、調査及び測量 別表第1に掲げる種類
- (3) 工事用資材の納入、土木工作物の清掃業務の請負、その他の契約 別表第2に掲げる種類

2 前項に規定する資格審査は、隔年ごとに定期的に1回、その他の期間に随時に資格審査を実施する。

(資格審査申請に必要な要件)

第4条 資格審査を希望する者は、次のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 資格審査を希望する建設工事の種類について建設業法第3条の規定による許可を受けていない者。ただし、農業協同組合又はそれらの連合会（以下「農業協同組合等」という。）が農業協同組合法又は森林組合法により認められた範囲内の建設工事を行う場合においては、この限りでない。
- (2) 資格審査を希望する建設工事の種類について、建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受

けていない者。ただし、農業協同組合等が農業協同組合法又は森林組合法により認められた範囲内の建設工事を行う場合においては、この限りでない。

- (3) 設計、監理、調査及び測量のうち建築設計に係る資格審査を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年（1950年）法律第202号）第23条の規定による登録を、一般測量及び航空写真測量を希望する者にあつては、測量法（昭和24年（1949年）法律第188号）第55条の規定による登録を受けていない者
- (4) 国税、愛知県税及び東海市税に未納がある者
- (5) 東海市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けている者
- (6) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (7) 営業を行うにつき法令の規定により官公署等の許認可等を必要とする場合において当該許認可等を受けていない者

（資格審査申請手続）

第5条 資格審査を希望する者は、東海市公告式条例（昭和44年（1969年）条例第3号）に基づき公告する所定の期日に市長に資格審査申請をしなければならない。

- 2 前項に規定する申請にあつては、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）による方法で行うものとする。

（資格審査及び格付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき提出された申請書及びその添付書類により資格審査を行い、当該申請者が入札参加者として適当であるか否かを決定する。

- 2 市長は、前項に規定する資格審査の結果、適当であると認めた者に対して次の各号に掲げる建設工事の種類ごとに、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による総合評定値（以下「総合評定値」という。）及び等級別発注状況等を勘案し、それぞれの等級に格付をする。

ただし、農業協同組合等については、この限りでない。

- (1) 土木一式工事 A等級からD等級
- (2) 土木一式工事を除く工事 A等級からC等級

(格付の基準)

第7条 格付の基準（以下「格付基準」という。）は、総合評定値により別表第3のとおりとする。

2 格付基準を定めたときは、速やかに公表するものとする。この場合における公表の方法は、縦覧及びインターネットによるものとし、縦覧場所は、東海市役所総務部検査管財課とする。

(格付の特例)

第8条 前2条の規定にかかわらず、過去引き続き2年間完成工事高のない工事種別の格付は、土木一式工事については特Dに、土木一式工事を除くその他の工事種別については特Cに格付をする。

(共同企業体の特例等)

第9条 資格審査を希望する共同企業体は、その構成員全員が第6条第1項の規定により入札参加者として適当であると認められた者でなければならない。

2 共同企業体の資格審査手続及び格付にあつては、別に定めるところによる。

(入札参加資格者名簿への登載)

第10条 市長は、資格審査を行い、入札参加者として適当であると認めたときは、その者を入札参加資格者名簿に登載する。

ただし、工事ごとに結成する共同企業体（特定建設工事共同企業体）は、この限りでない。

(資格の有効期間)

第11条 入札参加資格の有効期間は、入札参加資格者名簿が施行された日から次期の定期審査による入札参加資格者名簿が施行される日の前日までとする。

ただし、第3条第2項の規定に基づき随時に実施した資格審査にあつては、その有効期間は、当該資格審査結果が入札参加資格者名簿に登載された日から次期の定期審査による入札参加資格者名簿が施行される日の前日までとする。

(申請内容の変更)

第12条 資格審査の申請をした者は、申請内容に変更が生じたときは、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(資格の承継)

第13条 入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、市長に届け出てその資格を承継することができる。

ただし、市長が営業の同一性が認められないと判断したときは、この限りでない。

- (1) 個人である有資格者が法人を設立したとき 当該法人
- (2) 個人である有資格者が死亡したとき 当該有資格者の相続人
- (3) 個人である有資格者が老齢、疾病等により営業できなくなり、又は営業を行わなくなったとき 当該有資格者と生計を一にする配偶者又は子
- (4) 法人である有資格者が合併により消滅したとき 合併により合併後存続する法人又は合併により成立した法人（公正取引委員会への合併の届出が受理されたものに限る。）
- (5) 有資格者が営業権の譲渡をしたとき 譲渡を受けた者（公正取引委員会への営業権の譲受けの届出が受理されたものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき 市長が認めた者（資格の取消し又は制限）

第14条 市長は、有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は、有資格者から、資格の取消し若しくは制限の申出があったときは、当該有資格者の資格を取り消し、又は一定の期間を定めて入札に参加する資格を制限することができる。

2 市長は、前項の規定により資格を取り消し、又は制限したときは、その者に対して書面をもってその旨通知する。ただし、有資格者からの申出によるときはこの限りでない。

3 市長は、第1項により資格を取り消し、又は一定の制限をしたときは、入札参加資格者名簿から当該有資格者を削除又は制限の内容を附記するものとする。

附 則

この要領は、平成6年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等の入札参加資格審査及び格付要領の規定は、平成24年度及び平成25年度の入札参加資格審査申請から適用し、平成22年度及び平成23年度の入札参加資格申請については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行前に受け付けた平成24年度及び平成25年度の入札参加資格審査申請については、第3条から第5条までの規定に基づき、資格審査を申請したものとみなす。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市建設工事等の入札参加資格審査及び格付要領の規定は、平成30年度及び平成31年度の入札参加資格審査申請から適用し、平成28年度及び平成29年度の入札参加資格申請については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行前に受け付けた平成28年度及び平成29年度の入札参加資格審査申請については、第3条から第5条までの規定に基づき、資格審査を申請したものとみなす。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設計・監理・調査及び測量の種類

	種 類
1	建築設計
2	設備設計
3	一般測量
4	航空写真測量
5	河川・砂防及び海岸・海洋
6	港湾及び空港
7	道路
8	上水道及び工業用水道
9	下水道
10	農業土木
11	森林土木
12	水産土木
13	造園
14	都市計画及び地方計画
15	土質及び基礎
16	鋼構造及びコンクリート
17	建設環境
18	地質調査
19	土地調査
20	土地評価
21	物件調査
22	事業損失
23	その他
24	建築設計県外登録

別表第2（第3条関係）

工事用資材の納入、土木工作物の清掃業務の請負、その他の契約の種類

	種 類
1	工事用資材の納入
2	土木工作物の清掃業務の請負
3	その他の契約

別表第3（第7条関係）

格付基準

工事区分	等級	総合評定値
土木一式	A	1, 200以上
	B	900以上 1, 199以下
	C	700以上 899以下
	D	699以下
建築一式	A	1, 300以上
	B	700以上 1, 299以下
	C	699以下
とび・土工	A	900以上
	B	600以上 899以下
	C	599以下
管	A	900以上
	B	600以上 899以下
	C	599以下
舗装工事	A	1, 200以上
	B	650以上 1, 199以下
	C	649以下
造園	A	850以上
	B	650以上 849以下
	C	649以下
水道工事	A	1, 200以上
	B	650以上 1, 199以下
	C	649以下
解体工事	A	900以上
	B	600以上 899以下
	C	599以下
その他	A	850以上
	B	600以上 849以下
	C	599以下

備考 総合評定値は、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果通知書の業種ごとの総合評定値（P）の数値とする。